明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（二七〇）　二
○畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二七一）　三
○住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令（二七二）　六
○住宅宿泊事業法施行令（二七三）　七
〔告　示〕
○参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を定める件の一部を改正する件（内閣府三〇五四、三〇五五）　七
○天皇皇后両陛下は鹿児島県へ行幸啓になる件（宮内庁九）　八
○日本国に帰化を許可する件（法務四八四）　八
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第十八条の規定に基づき登録実施機関を登録した件（農林水産・経済産業・国土交通二）　九
○大岡アベサンショウウオ生息地保護区を指定しようとする件（環境七八）　一〇
○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（東京都公安委三四四）　一〇
〔国会事項〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示二、福島同二、大阪同七、兵庫同八、島根同四）　二
〔公　告〕
官庁
第三者所有物の没収、財団、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係　二
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
厚生年金基金清算人変更関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第二七〇号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、平成二九年一一月一日から施行することとした。

◇畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二七一号）（農林水産省）

一　畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正関係

1　畜産経営の安定に関する法律（昭和三六年法律第一八三号）第二条第二項の政令で定める乳製品を、バター、脱脂粉乳等とした。（第二条関係）

2　加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付に関する措置について、農林水産大臣又は都道府県知事による対象事業者ごとの生産者補給交付金等の交付対象となる加工原料乳の数量認定の方法等を定めることとした。（第四条～第六条関係）

3　農林水産大臣又は都道府県知事が行う指定事業者の指定の解除について、書面で行わなければならないこと等とした。（第八条関係）

4　指定乳製品等の輸入等に関する措置について、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が行う輸入の対象となる乳製品等を定めることとした。（第九条～第一五条関係）

5　農林水産大臣又は都道府県知事が行う報告徴収及び立入検査の対象者及び対象事項を定めることとした。（第一六条関係）

6　都道府県が処理することとされている事務のうち、第一号法定受託事務とする事務を定めることとした。（第一七条関係）